

福岡障害者校における取組

「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の職業訓練のあり方に関する検討会

事例発表内容について

○ 特別支援障害者への訓練実施状況について

- ① 受講状況（応募状況、受講者、充足率、就職率等）
- ・ 訓練系統別、障害種類・程度別状況等
 - 別紙、**資料1**のとおり
- ② 個別具体例
- 別紙、**資料2**のとおり

○ 特別支援障害者への職業訓練実施に当たっての特別支援・配慮事項等について

個々の特別支援障害者（視覚障害者1・2級の者、上肢障害1級の者（脳性まひによる上肢機能障害を含む）、2級以上の両上肢障害及び2級以上の両下肢障害を重複する者又は3級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び3級以上の脳性まひによる移動機能障害を重複する者、体幹機能障害1・2級であって特に配慮を必要とする者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者）に対する特別支援・配慮事項等について、以下の類型により整理

- ① 入校選考の状況
- ・ 入校選考の方法
 - 体力・学力検査、適性検査、作業評価、面接、地域障害者職業センターの職業評価・ハローワークにおける助言・医師の意見書等の活用等
 - 別紙、**資料3**のとおり
- ② 訓練実施にあたって配慮が必要な事項と特別な支援の内容
- ・ 訓練の設定
 - 訓練カリキュラム、訓練期間・時間等の変更・調整
 - ・ 訓練の方法
 - 情報・コミュニケーション、訓練機器・機材、心理・健康面等への配慮
 - ・ 支援体制
 - 専門性のある指導・人員体制
 - 別紙、**資料4**のとおり
- ③ 生活上の困難の改善・克服
- 別紙、**資料5**のとおり
- ④ 就職支援・定着支援
- 別紙、**資料5**のとおり
- ⑤ 関係機関・家族との連携等の構築
- 別紙、**資料5**のとおり

○ 特別支援障害者への職業訓練実施に当たっての問題点等について

- 特別支援障害者の範囲、訓練技法等に関する問題点等
- 別紙、**資料6**のとおり

平成22年度～平成24年度特別支援障害者の入校状況

資料1

福岡障害者職業能力開発校 H24.11.21

平成22年度生	総数	特別支援障害者	視覚障害1級	視覚障害2級	上肢障害1級	2級以上の両上肢・両下肢重複者	3級以上の脳性まひによる上肢機能障害・移動機能障害を重複者	体幹障害1級	体幹障害2級	精神障害者	発達障害者	高次脳機能障害者	知的障害者	聴覚障害者
応募者	216	84	10	5	10	8	3	2	4	40		2	29	27
入校者	140	44 (31.4%)	2	3	6	1	2	1	3	24 (1)	0	2	18 (12.9%)	17 (12.1%)
退校者	26	9 (15)			2 (1)	1 (1)	1 (1)			5 (1)			4 (2)	2 (1)
修了者	114	35 (60)	2 (1)	3 (1)	4 (3)		1	1	3 (1)	19 (1)	10	2	14 (6)	15 (12)
平成23年度生	総数	特別支援障害者	視覚障害1級	視覚障害2級	上肢障害1級	2級以上の両上肢・両下肢重複者	3級以上の脳性まひによる上肢機能障害・移動機能障害を重複者	体幹障害1級	体幹障害2級	精神障害者	発達障害者	高次脳機能障害者	知的障害者	聴覚障害者
応募者	185	61	3	2	4	11	1	2	4	28	4	2	24	22
入校者	140	42 (30.0%)	3	2	0	7	1 (1)	1	3	21	3 (1)	1	16 (11.4%)	15 (10.7%)
退校者	39	11 (20)		1 (1)					1	8 (2)	1 (1)	(1)	7 (4)	3 (2)
修了者	107	31 (55)	3 (1)	1 (1)		7 (4)	1 (1)	1 (1)	2	13 (6)	2 (2)	1 (1)	9 (6)	12 (6)
平成24年度生	総数	特別支援障害者	視覚障害1級	視覚障害2級	上肢障害1級	2級以上の両上肢・両下肢重複者	3級以上の脳性まひによる上肢機能障害・移動機能障害を重複者	体幹障害1級	体幹障害2級	精神障害者	発達障害者	高次脳機能障害者	知的障害者	聴覚障害者
応募者	160	57	2	4	5	4	1	3	6	21	10	1	18	22
入校者	134	38 (28.4%)	2	3	2	2	0	2	2	19	6 (2)	0	13 (9.7%)	20 (14.9%)
退校者	22	9 (13)				1 (1)				8 (4)			3 (3)	7 (3)
修了者														

※3級 ※3級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び3級以上の脳性まひによる移動機能障害を重複する者

「職業訓練上特別な支援を要する障害者の職業訓練のあり方に関する検討会
事例発表(福岡障害者職業能力開発校)

○特別支援障害者への職業訓練実施状況について

個別具体例

【訓練課程等】

- ・ 普通課程の普通職業訓練
- ・ 訓練期間は1か年
- ・ 男性、入寮生

【障害状況】

- ・ 身体障害者手帳 1種2級
- ・ 障害発生は、昭和63年11月に交通災害による。
- ・ 障害部位は、肢体不自由 脳挫傷及び外傷性脳内出血による左片麻痺

【職歴】

- ・ H5.9 ~ H7.7 情報通信システムでデスクワーク
- ・ H18.1 ~ H20.3 ホテルでデスクワーク

【訓練実施状況】

障害名としては、肢体不自由 脳挫傷及び外傷性脳内出血による左片麻痺である。

約25年前の交通事故による身体障害であったが、経年と共に脳障害が顕著に現れて高次脳機能障害に当てはまる行動が随所に見られる。

しかし、障害に対する受容ができてないとよく言われるが、なだらかな障害の悪化をたどりながら自分自身が変化していることを受け入れにくいのも事実ではないだろうか。

特に、彼は自分の言動を直情的に表すために、クラスメートや寮生との関係が日増しに悪くなる一方で、その原因を分析できないため繰り返しの行動が続き、益々陰悪な雰囲気となり孤立してしまった。

一方、訓練(学科、実技)においては、極めて短い集中力であることと、新たな知識の入りが悪く記憶に残らないことから、全体説明後に個別説明と実技指導を繰り返し行っても習得でき内容は殆ど見当たらない。

また、他の訓練生の指導を行っていると言外のことをやり始めてしまい、繰り返して身に付けていくものである訓練による習得は難しい。

このような状況で彼への先入観を持たずに、前向きな気持ちで訓練を継続した結果として初めて見えてくることがある。“彼はきっと高次脳機能障害であるため新たな事を習得するのは相当困難であるのだろう。”

私たちが入校時に入手できる障害者手帳の障害名や主治医の意見書などでは分からないことであり、やってみて想像できることではあるが、職業訓練ではこの答えを求めるものではなく、私たちは彼に何が出来るのか。また、何をすれば社会参加に近づくかを実践することではないかと感じた。

「職業訓練上特別な支援を要する障害者の職業訓練のあり方に関する検討会
事例発表(福岡障害者職業能力開発校)

○特別支援障害者への職業訓練実施に当たっての特別支援・配慮事項について

①入校選考の状況

入校選考の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者1・2級の者 ・上肢障害1級の者(脳性まひによる上肢機能障害を含む) ・2級以上の両上肢障害及び2級以上の両下肢障害を重複する者 ・3級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び3級以上の脳性まひによる移動機能障害を重複する者 ・体幹機能障害1・2級であって特に配慮を必要とする者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・高次脳機能障害者
体 力	校様式の「健康診断書」中の“就労に対しての総合意見”を参考にしているが、この項目で可否の判定をすることはなく、特段の配慮は行っていない。
学力検査	<p>視覚障害者1・2級の受験者に対しては、次の5パターンから各自に選択してもらっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 一般的な文字サイズ 2) 拡大文字サイズ 3) 点字 4) 拡大読書器 5) 口頭読上げ(代筆による記入)
適性検査	実施していない。
作業評価	実施していない。
面 接	特別支援障害者に対する面接については、特段の配慮は行っていない。ただし、聴覚障害のある方においては、筆談で実施している。
地域障害者職業センターの職業評価	実施していない。
ハローワークにおける助言	特別な支援の範囲と所要時間等についての情報を収集した上で、必要な場合については、指導員や保健師と本人とによる個別面談で確認する。
医師の意見書等の活用等	「健康診断書」中の“就業に対しての総合意見”欄に医師が記載している内容が、ショートタイム就労であれば可能等については、指導員や保健師と本人とによる個別面談で確認する。
その他	特別な支援を要する方々については、面接選考後に本人及び指導員に健康相談員を同席させて、訓練実施や寮生活時における支援の方法について確認することにして

「職業訓練上特別な支援を要する障害者の職業訓練のあり方に関する検討会
事例発表(福岡障害者職業能力開発校)

○特別支援障害者への職業訓練実施に当たっての特別支援・配慮事項について

②訓練実施にあたっての配慮が必要な事項と特別な支援の内容

	視覚障害者1・2級の者 に対する特別支援や配慮事項
訓練の設定 訓練カリキュラム、訓練期間、 時間等の変更・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・入校選考試験終了後に、訓練や生活における詳細な説明と校内の位置確認をしてもらうための施設案内を行っている。 ・導入訓練では、校内の配置などを覚えるように歩行訓練を実施している。 ・訓練の期間や時間など特段の配慮はしておらず、カリキュラムは重度視覚障害者を対象としてつくられているため配慮している。
訓練方法 情報・コミュニケーション、訓練 機器・機材、心理・健康 面等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・先天性の全盲の方への訓練では、まず全体の形が理解できるように手で触れさせて説明している。 ・音声読み上げソフト(2種類)による役割や読み上げの違いをよく理解させる。 ・OSやオフィスソフトのバージョンアップに伴う音声読み上げソフトの対応状況の確認が必要。また、企業の状況によっては音声ソフトのバージョンアップが必要。 ・弱視者へはアイコンを大きく表示することや、拡大鏡を使ってみる等の提案をしている。
支援体制 専門性のある指導・人員 体制	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず1名以上の正規職員で指導している。 ・重度視覚障害のある方々を指導するに当たり、実践的な研修や指導補助等の経験を経て行っている。

	上肢障害1級の者(脳性まひによる上肢機能障害を含む) 2級以上の両上肢障害及び2級以上の両下肢障害を重複する者 3級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び3級以上の脳性まひによる移動機能障害を重複する者 に対する特別支援や配慮事項
訓練の設定 訓練カリキュラム、訓練期間、 時間等の変更・調整	特に配慮はしていない。
訓練方法 情報・コミュニケーション、訓練 機器・機材、心理・健康 面等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・筆記を取らせるときは大きいマス目の紙を準備。 ・手を使う作業においては、自分の器具が使用できる環境を整備する。また、補助具の使用など工夫する。 ・特に、脳性麻痺による障害のある方には分かるまで繰り返し説明を行う。
支援体制 専門性のある指導・人員 体制	特に配慮はしていない。

	体幹機能障害1・2級であって特に配慮を必要とする者、 に対する特別支援や配慮事項
訓練の設定 訓練カリキュラム、訓練期間、 時間等の変更・調整	特に配慮はしていない。
訓練方法 情報・コミュニケーション、訓練 機器・機材、心理・健康 面等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・席の配置に気を付ける。 ・市販の機器が使いにくい場合、自分で調達した機器を使わせる。(マウス) ・各科に設置している温度調節用の冷蔵庫に保冷剤等を準備しておく。 ・教室や寮室等の温度管理について確認している。気温の変化に伴う体調について

	は申告するように指導している。
支援体制 専門性のある指導・人員 体制	訓練科としては、障害者専門の職員配置はない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者 ・発達障害者 ・高次脳機能障害者に対する特別支援や配慮事項
訓練の設定 訓練カリキュラム、訓練期間、 時間等の変更・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね、40分～50分経過したところで、10分程度の休憩を入れる。 ・以外は、特段の配慮は行っていない。
訓練方法 情報・コミュニケーション、訓練 機器・機材、心理・健康 面等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・特に、精神障害のある者などを対象としている精神サポート対象者については、登校直後に提出している「体調チェック表」の記載内容を指導員、健康相談員、生活指導員が確認して、授業に参加するか健康相談員や生活指導員との個別面談を実施するかの判断をする。 ・一斉授業では、小さいステップごとに理解の確認を行いながら進めていくが、思わしくない表情の訓練生については全体説明後に個別説明を行う。 ・授業中であっても体調不良の場合に休憩を取らせる。 ・本人から相談の要望に対しては、時間を作って傾聴する。 ・訓練時の言動等の変化に注視しながら、必要に応じては健康相談員や生活指導と連携を取りながら対応している。 ・発達障害のある者に対しては、各ステップごとの指示を行い、あいまいな表現をしない。また、校規則や寮生活のルールなどの生活指導を徹底する。 ・高次脳機能障害のある者については、大切な事柄についてはメモを取るよう指導している。 ・小班によるグループワークを通して、手助けや協力の必要性について学ばせる。
支援体制 専門性のある指導・人員 体制	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医によるカウンセリング実施（週1回） ・健康相談員や生活指導員による個別相談を随時受け付けて実施

「職業訓練上特別な支援を要する障害者の職業訓練のあり方に関する検討会
事例発表(福岡障害者職業能力開発校)

○ 特別支援障害者への職業訓練実施に当たっての特別支援・配慮事項について

③ 生活上の困難の改善・克服

生活上の困難の改善・克服 に対する特別支援や配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 物理的な改善については、緊急性や必要性を勘案しながら随時行っている。 ● 基本的には自立して生活できるものとして入校されているが、入校後に多くの問題行動や突出した言動が現れてきて、その時点から改善策を検討し手探りで実施している。 ● 訓練生の問題行動等(訓練時や寮生活時)については、担任の指導員を中心に関係職員への情報共有を行い、それぞれの立場から指導を行っている。 ● 入寮生の入浴(車椅子利用者)に関しては時間調整を行っている。 ● トイレ、駐車場、洗濯機(寮生)等の利用を身体状況勘案し制限している。 ● 毎週火曜日(昼食後)および訓練終了後に必要に応じて健康相談時間の実施している。 ● 精神障害のある方々を対象に、入校前に校内の支援体制や生活全般について説明を行っている。その中で、精神科医によるカウンセリングや登校時の「体調チェック表」提出による体調管理や健康相談員、生活相談員等の職員配置などを説明している。

④ 就職支援・定着支援

就職支援・定着支援 に対する特別支援や配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 職場実習(インターンシップ 実習)促進のために、指示職安へ出向き職場実習の受け入れ企業開拓について協力依頼を行っている。 ● 重度視覚障害者に対する企業への認識と理解が行き届いていないため、本校に企業を招き「重度視覚障害者による技能発表会」を実施している。 ● 就業先の定着支援として企業訪問を行い、本人の悩みを聞いた上で企業側と協議を行った結果を本人へ伝えると共に指導を行っている。 ● 発達障害のある訓練生の職場実習(インターンシップ 実習)においては、受け入れ企業担当者と事前に、本人の性格や障害特性及び業務指示の方法とそれぞれの対応について、書面作成したもので説明をして理解を頂いている。 ● 就職活動の終盤になっても就業先が決まってない訓練生に対して、訓練生の住所を管轄する障害者就労・生活支援センター担当者との面談を行い、今後の就職活動における連携を強化する。

⑤ 関係機関・家族との連携等の構築

関係機関・家族との連携等の構築 に対する特別支援や配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 精神障害のある方々の入校前説明会で、入校後における家族等と連携について理解を得ることとしている。 ● 体調を壊したり、問題行動を起こした場合においては、家族等や主治医等の意見を聞きながら対応を取ることとしているが、主治医への相談や助言等を得るための同意について、本人が体調を壊した状態での理解を得ることが難しい場合がある。 ● 労働局と北九州地区ハローワークが主催する障害者雇用の未達成企業を対象とする「障害者雇用促進セミナー」の開催を本校で開催し、併せて、校内見学と「重度視覚障害者による技能発表会」を行う。 ● 精神障害のある訓練生を対象に(北九州地区)四者面談(本人、担任、職安、障害者職業センター)を行い、在校中から支援体制と連携強化に取り組んでいる。 ● 訓練生修了後における居住地のない者に対して、地域の福祉事務所や地域支援センターとの連携と居住地区の確保と手続き等の支援も行うことがある。

「職業訓練上特別な支援を要する障害者の職業訓練のあり方に関する検討会
事例発表(福岡障害者職業能力開発校)

○特別支援障害者への職業訓練実施に当たっての問題点等について

特別支援障害者の範囲、訓練技法等に関する問題点等

- 特別支援障害者の範囲において、比較的きめ細やかな配慮を必要としない障害は、身体障害の中でも症状が固定されているか、急激な変化を起こしにくいケースであり障害者手帳の等級とは一致しない。反対に、聴覚障害のある者においては個別的要素が大きく、声が聞こえる程度と言葉の意味や本人の性格などにより様々な対応が必要となる。
- 重度視覚障害者訓練における音声ソフトはメジャーバージョンアップで不具合対応することがあり、このような場合には訓練が出来ないケースもある。(基本ソフトとアプリケーションソフトとの不具合)
また、ソフトの代金が高い(15万/本)ことと、バージョンアップも高価なため容易にバージョンを上げられない。(3万/1バージョン)
- 精神障害者における訓練では、授業開始までの体調を知ることから始まり、出席をとる時の返事と表情などから小さな変化に着目しチェックを行う。また、授業中での表情や会話の変化にも注意を払って授業を進めている。これら複数の精神障害のある者と身体障害のある者等との混合訓練においては高いスキルの保障と決め細やかな配慮とが相反する場合も多々あるため、授業の進め方においても多くの経験と柔軟な指導が求められる。
- 聴覚障害者との混合訓練では、板書の量(話言葉を含める)を多用したり、プロジェクタ入力に時間を要するため、仕上がり像を訓練進捗の状況を見ながら修正が必要となる。

○特別支援障害者への職業訓練実施に当たっての特別支援・配慮事項について

①入校選考の状況

入校選考の方法	・聴覚障害者 ・知的障害者
体 力	校様式健康診断書「就労に対しての総合意見」を参考にしているが、この項目で合否の判定をすることはなく、特段の配慮は行っていない。
学力検査	特段の配慮は行っていない。
適性検査	実施していない。
作業評価	実施していない。
面 接	聴覚障害者：質問事項は他と同様で、筆談により実施している。 知的障害者：本人と面接官の面接が終了した後に、保護者との面談で細部を確認する。
地域障害者職業センターの職業評価	実施していない。
ハローワークにおける助言	ハローワーク担当者から選考に伴う特段の配慮について申出があれば、選考上の不利とならないように配慮を行う。
医師の意見書等の活用等	「健康診断書」における医師の意見記述のため、特段の配慮は行っていない。
その他	

②訓練実施にあたっての配慮が必要な事項と特別な支援の内容

	聴覚障害者に対する特別支援や配慮事項
訓練の設定 訓練カリキュラム、訓練期間、時間等の変更・調整	特段の変更なし。
訓練方法 情報・コミュニケーション、訓練機器・機材、心理・健康面等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時メモ用紙を身に付けて、必要な時には必ずメモ用紙に書き伝える。 ・ また、生徒が「わかった」と表現しても、念のためメモ用紙に書いて再確認する。 ・ 重要なところは板書や筆談等で伝え、逆質問して理解程度をその都度確認する。 ・ 口話が分かりやすい座席配置とし、該当者に向かってゆっくり喋る。 ・ 板書の量（話言葉を含める）を多くする ・ プロジェクタを利用して、極力はなし言葉で入力する。 ・ 極力、情報保障（筆談、板書、プロジェクタ投影、プリント配布）を行う。 ・ 基本的に語学力が不足している訓練生が比較的多いため、読書を推奨し、可能な限り、新聞記事や本の一部抜粋などを訓練で利用するように心がけている。 ・ 音声認識ソフト AmiVoiceSP（アドバンスト・メディア社）を利用し、指導員の声をディスプレイに表示させて、説明している。この方法は、かなり有効であるが、高精度のパソコンを使用しないとパソコンの処理に時間がかかる上、タブレットやノート型のパソコンで使用しないと、移動しているときはこれを使えないことな

	<p>ど、いくつかの欠点がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者だけの説明では、ハンディホワイトボードを使用している。
<p>支援体制 専門性のある指導・人員 体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全体行事のときは、手話通訳・要約筆記者により確実に情報提供している。 ・訓練実施に伴う手話通訳等の専門員の配置はない。

	<p>知的障害者に対する特別支援や配慮事項</p>
<p>訓練の設定 訓練カリキュラム、訓練期間、 時間等の変更・調整</p>	<p>特段の変更なし。</p>
<p>訓練方法 情報・コミュニケーション、訓練 機器・機材、心理・健康 面等への配慮</p>	<p>入校前の生活リズムから、就業者としてのリズムと基礎体力を養成しているが、 個々人の能力を見極めながらメニューを作成している。 特に、生活指導を身に着けるために根気強く繰り返し指導している。</p>
<p>支援体制 専門性のある指導・人員 体制</p>	<p>専門性のある指導員がいないため手探りでやっている。 特に、寮生における生活訓練を身に付けさせることが難しい。</p>